

第百十二回 参議院 地方行政委員会 會議録第三号

昭和六十二年三月九日(水曜日)
午後零時三十四分開会

委員の異動

二月二十二日

松浦 孝治君

補欠選任
吉川 博君

出席者は左のとおり。

委員長 谷川 寛三君
理事 出口 廣光君
松浦 功君
佐藤 三吾君
坂山 映子君

委員

加藤 武徳君
海江田 鶴造君
久世 公亮君
佐藤 謙一郎君
沢田 一精君
田辺 哲夫君
増岡 康治君
吉川 博君
山口 哲夫君
片上 公人君
神谷信之助君
秋山 肇君

国務大臣

自治大臣 梶山 静六君
国務大臣 梶山 静六君
(国家公安委員 会委員長)

政府委員

警察庁長官官房 森田 雄二君
審議官 半田 嘉弘君
警察庁長官官房 会計課長

自治大臣官房長 持永 堯民君
自治大臣官房総務課長 小林 実君
自治大臣官房会計課長 富永 栄一君
自治省行政局長 木村 仁君
自治省財政局長 津田 正君
自治省税務局長 渡辺 功君
消防庁長官 矢野浩一郎君
事務局側 常任委員会専門員 竹村 晟君

本日の会議に付した案件
○地方行政の改革に関する調査
(地方行政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件)

○委員(谷川寛三君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。
地方行政の改革に関する調査を議題といたします。

地方行政、消防行政、警察行政等の基本施策について、梶山国務大臣から所信を聴取いたします。梶山国務大臣。

○国務大臣(梶山静六君) 委員各位には平素から地方行政及び警察行政の推進に格段の御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。
この機会に所管行政の当面する諸問題につきまして所信の一端を申し上げ、各位の深い御理解と御協力を賜りたいと存じます。

さて、今日、我が国社会は、人口構成の高齢化、国民の価値観の多様化、国際化、高度情報化が急速に進みつつあります。今日の地方行政は、このようにさまざまな面で大きな変貌を遂げつつ

ある社会情勢に的確に対応しつつ、個性豊かな活力ある地域社会の実現を図ることが期待されており、地方公共団体の果たす役割は一層増大するものと考えられます。

一方、地方自治を取り巻く行政環境には依然として厳しいものがありますが、国、地方を通ずる行政改革と地方財政の健全化を一層進めていくとともに、地方税財源の充実確保を図り、自主的、主体的な地域づくりを推進するための地域振興施策を積極的に展開していかねばなりません。

私は、二十一世紀に向け、時代にふさわしい地方自治の確立のため最大限の努力を払ってまいり所存であります。

まず、個性豊かで活力ある地域社会の実現を期する観点から、地方公共団体の創意工夫による地域の特性を生かした魅力あるふるさとづくりと多極分散型国土の形成に資するため、ふるさとづくり特別対策事業を創設するほか、日常生活圏の広域化、都市化に対応した広域市町村圏等の振興整備、まちづくり特別対策事業の積極的な推進、地域経済活性化対策等の一層の推進を図ってまいりたいと考えております。

また、高齢化、地域レベルでの国際化等の重要な地域政策課題に関する先導的業務を積極的に支援するとともに、外国青年招致事業の拡充等、地域レベルにおける国際交流の促進を積極的に図ってまいり所存であります。

さらに、地域の秩序ある整備を図り、あわせて土地問題にも有効に対処するため、土地開発公社の業務範囲の拡大を図る等、所要の措置を講じてまいり所存であります。

次に、地方行政の充実について申し上げます。地域社会の中心的な役割を担う地方公共団体が、その機能を十分に発揮し、住民福祉の向上、多極分散型国土の形成を進めていくためには、

国、地方を通ずる行政の簡素効率化を図るとともに、国民に身近な行政は国民に身近な地方公共団体において自主的、自律的に処理することのできる体制を強化し、地方分権を一層推進することが必要であると考えております。

このため、かねてより、国と地方公共団体の間の事務・権限の再配分、地方公共団体に対する国の関与や配置規制の整理、機関委任事務の見直しなどに努めてきたところでありますが、今後、機関委任事務制度の改革、監査委員制度の整備等所要の地方自治制度の改革を進めるとともに、地方公共団体への権限移譲等を一層推進し、地方行政を充実させるために努力したいと考えております。

地方公共団体における行政改革につきましては、「地方公共団体における行政改革推進の方針」に沿って、自主的、総合的な減量化、効率化への取り組みがなされてきているところでありますが、今後さらに、事務事業の見直し、組織機構の簡素合理化、給与・定員管理の適正化等の行政改革が積極的、計画的に推進されるよう強力に指導してまいりたいと考えております。

次に、地方財政にかかる施策について申し上げます。
昭和六十三年度の地方財政につきましては、昭和六十一年度及び昭和六十二年度において行われた国庫補助負担率の引き下げ並びに今回の国民健康保険制度の見直しによる影響額を除いた場合には、収支が均衡する見通しとなりました。また、この国庫補助負担率の引き下げ等による影響額合計一兆七千二百五十九億円の財源不足額につきましては、地方たばこ消費税の税率引き上げ措置の継続、地方交付税の増額及び建設地方債の増発により補てんし、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう措置することとしたところであります。

明年度の地方財政計画は、以上の措置を前提としつつ、おおむね同一基調により節度ある行財政運営を行うことを基本とし、次のような方針に基づき策定いたしました。歳出面においては、経費全般についてさらに節減合理化を図るとともに、生活関連施設の整備と地域の特性を生かした個性豊かで魅力ある地域づくりを推進するため必要な地方単独事業費の確保に留意する等、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹することであり、歳入面においては、地方債の抑制に努めるとともに、地方税負担の公平適正化を推進しつつ、地方税源の充実と地方交付税の所要額を確保することであり、

この結果、明年度の地方財政計画の規模は歳入歳出とも五十七兆八千九百九十八億円となり、前年度に比べて六・三％の増となっております。

また、地方公営企業につきましては、住民生活に必要なサービスの安定的供給と経営の健全化を図るため、交通及び病院事業の新たな経営健全化措置を講ずるとともに、社会経済情勢の変化、住民ニーズの多様化に伴うサービス需要及び建設投資の動向等を踏まえ、企業債の所要額を確保する等、所要の財源措置を講ずることとしております。

次に、地方税について申し上げます。

昭和六十三年年度の地方税制改正につきましては、最近における社会経済情勢等にかんがみ、住民負担の軽減合理化等を図るため、土地の評価がえに伴う固定資産税及び都市計画税の負担調整措置等所要の措置を講ずることとし、あわせて、地方たばこ消費税及び地方道路目的税に係る特例税率等の適用期限の延長等を行うこととしております。

また、基地交付金及び調整交付金につきましては、基地所在市町村の実情にかんがみ、所要の額を確保することとしております。

税制改革につきましては、今後の高齢化社会の到来、経済の一層の国際化を展望するとき、抜本的な税制改革の実現は避けて通れない課題であ

り、経済の活性化に留意しつつ、長寿福祉社会をより確かなものとして維持していくためには、所得、消費、資産等の間で均衡のとれた安定的な税体系を構築することが急務であります。

このような観点から、望ましい税制のあり方について現在税制調査会において御審議をいただいております。地方税制につきましてもその一環として検討が進められているところであります。

私は、税制調査会を初め各方面の御審議等も踏まえつつ、税負担の公平適正化と地方税財源の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、地方公務員行政について申し上げます。かねてより、公務秩序の確立と公務の公正かつ効率的な遂行の推進に努めてまいったところでありますが、今後とも、公務能率の向上、厳正な服務規律の確保、正常な労使関係の樹立等を図ってまいりたいと考えております。

また、地方公務員の給与・定員管理等につきましては、その適正化を一層推進し、もって住民の期待と信頼にこたえるようさらに積極的に取り組むこととし、特に、給与水準が著しく高い団体、退職手当の不適正な団体に対しましては、計画的に是正措置を講ずるよう、引き続き個別に助言、指導を行うこととしております。

さらに、地方公務員の週休二日制につきましては、内需拡大、国際協調等の観点からもその推進が求められているところでありますので、創意工夫による公務能率の一層の向上を図りつつ、住民の理解を得ながらその推進に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、消防行政について申し上げます。

本年は、自治体消防として発足して四十周年を迎えますが、この間消防は、制度、施策、施設等の各般にわたり着実な発展を遂げてまいりました。

しかしながら、昨年は、特別養護老人ホーム松寿園火災、千葉県東方沖の地震等種々の災害が発生しており、かつまた、災害の態様もますます複雑多様化、大規模化してきております。

私は、このような状況にかんがみ、何よりもまず人命の尊重を基本とし、安全な地域社会づくりを進めるため、消防力の充実強化はもとより、住民、事業所及び消防機関が一体となった地域ぐるみの消防防災体制を確立することが重要であると考えるところであります。

このため、消防施設の整備、装備の高度化等による消防力の充実、防災まちづくり事業の推進、広域応援体制の整備、消防防災通信ネットワークの強化、危険物施設の安全対策の充実、消防団の一層の活性化対策の促進等を図ってまいりる所存であります。また、国際緊急援助体制の充実、火災情報等の自動通報システムの構築、住宅、社会福祉施設等における防火安全対策の推進等、消防を取り巻く環境の変化にも対応した積極的な消防行政の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、警察行政について申し上げます。申すまでもなく、法秩序の維持は法治国家の根幹であり、国民の安全で豊かな生活の基盤をなすものであります。我が国の治安のよきは国際的にも高い評価を受けてきたところでありますが、最近における内外の諸情勢はもとに厳しく、現在の治安水準を維持していくためには今後一層の努力が必要であります。

私は、このような情勢を十分に認識し、国民の皆様の御理解と御協力を得て、治安の確保に万全を期してまいりる所存であります。

初めに、犯罪情勢についてであります。

昨年に於ける刑法犯の認知件数は約百五十八万件であり、依然として高い水準を示しております。内容的にも、朝日新聞社に対する一連の襲撃事件や身の代金目的幼児誘拐殺人事件等の重大凶悪事件が相次いで発生し、また職業的国際犯罪者による事件も多発するなど、まことに厳しい情勢となっております。さらに、近年の科学技術の進歩、国際化、都市化の進展、国民意識の変化に伴い、捜査活動は困難の度を深めてきております。このような状況に対処するために、今後とも科学的な捜査力の強化及び犯罪の広域化、国際化

に対応する体制の整備充実を推進してまいりたいと考えております。

また、最近特に武装化の傾向を強め国民の平穏な生活を脅かしている暴力団に対しましては、組織の壊滅を目指し徹底した取り締まりを行うとともに、暴力団排除のための諸施策を強力に推進していくこととしております。

覚せい剤、麻薬等の薬物事犯の問題は、世界各国共通の国際的課題であります。特に我が国では覚せい剤の乱用が深刻な状況にあり、押収量はここ十年間で十倍にもふえ、昨年の押収量は史上最高を記録したところであります。このような状況に対しましては、密輸入事犯の水際検挙、暴力団を中心とする密輸、密売組織の壊滅、末端利用者への徹底的検挙に努めるとともに、薬物乱用を拒絶する社会環境づくりを推進してまいりることをしております。

経済事犯につきましては、海外先物商法を初めとする悪質商法が大きな社会問題となつていくところであり、今後も国民の資産形成志向に乗じた悪質事犯の多発が懸念されるところであります。このような犯罪に対しましては、消費者保護の立場から、被害の未然防止と拡大防止を最重点として広報啓発活動を推進するとともに、先制的取り締まりに努めるなどの確な対応をしてまいりたいと考えております。

次に、当面の警備情勢についてであります。

極左暴力集団は、組織の非公然化、軍事化を一層強め、爆弾等殺傷力の強い凶器を使用した凶悪なテロ、ゲリラ事件を引き起こしております。また、右翼の一部には、反体制、国家革新を標榜し直接行動に走る危険性がうかがわれるところでもあります。こうした中で、極左暴力集団は、成田、関西新空港、皇室などを闘争課題として爆弾を使用したゲリラ事件等を多発させるものと見られ、とりわけ日本赤軍は丸岡修の意図を目的とした要人誘拐などに出るおそれがあり、厳重な警戒を要するところであります。

このような状況に対しましては、今や国際社会

共通の脅威となつてゐるテロ、ゲリラを根絶することを当面の最重要課題として、国民の御理解と御協力を得ながら、関係各国とも密接に協力し、全国警察の総力を挙げて対処してまいることとしております。

次に、少年非行問題についてであります。

少年非行は依然として高い水準で推移しており、とりわけ無職少年による非行が増加の一途をたどるなど、憂慮すべき状況にあります。

このため、青少年問題に携わる関係機関との連携のもとに、国民の皆様の御理解と御協力を得ながら、少年を取り巻く有害環境の除去、無職少年の就労就学促進、その他各種非行防止対策を総合的に推進していくこととしております。

次に、交通問題についてであります。

我が国における交通事故の現状を見ますと、昨年も依然として九千人を超えるという人命が失われており、まことに憂慮にたえないところであり、また、都市部を中心に交通渋滞や違法駐車等の問題が深刻化するなど、道路交通をめぐる情勢は一層厳しさを増してきております。このような状況に対処するため、交通安全施設の整備、交通安全教育、駐車対策等の総合的な推進に努め、安全で快適な交通社会の実現に努めてまいりたいと考えております。

以上、警察の当面する問題について申し上げたのでありますが、最近の流動する社会経済情勢を反映して犯罪や事故が質、量ともに変化するなど、一段と厳しくなつてきている治安情勢に対し迅速で的確な警察活動を展開していくためには、警察体制の整備充実を図ることが現下の急務であります。

このため、昭和六十三年年度においては、極左暴力集団によるテロ、ゲリラ対策、薬物禍拡大抑止のための覚せい剤対策、犯罪の国際化への対応を最重点として、人的物的基盤の整備を図ってまいりたいと考えております。さらに、職員の一一人が誇りと使命感を持って職務に精励できるように第一線職員の処遇の改善を進めるとともに、

実力ある人材の育成、適切な市民応接の推進、規律の保持等に努め、国民の期待と信頼にこたえる警察活動の推進に心がけてまいる所存であります。

以上、所管行政の当面する諸問題について所信の一端を申し上げましたが、委員各位の格別の御協力によりましてその実を上げることができまふ次第であります。

○委員長(谷川寛三君) 大臣、御退席いただいて結構でございます。

引き続き、昭和六十三年度自治省関係予算の概要につきまして説明を聴取いたします。持永自治大臣官房長。

○政府委員(持永義民君) 昭和六十三年度の自治省関係歳入歳出予算につきまして、概要を御説明申し上げます。

第一に、一般会計予算であります。歳入は三千二百億円、歳出は十兆九千七百七十一億四千五百万円を計上いたしております。

歳出予算額は、前年度の予算額十兆二千五百八十八億六千四百万円と比較し、七千八百八十二億八千九百九十九億九千九百九十九円と増額となっております。

また、この歳出予算額の組織別額を申し上げます。自治省十兆九千九百九十九億五千四百四十四円、消防庁百五十三億九千九百九十九円とっております。

以下、この歳出予算額のうち主な事項につきまして、内容の御説明を申し上げます。

最初に、自治省本省につきまして御説明を申し上げます。

まず、地方交付税交付金財源の繰り入れに必要な経費であります。十兆九千九百九十九億五千四百四十四円を計上いたしております。

これは、昭和六十三年度の所得税、法人税及び酒税の収入見込み額のそれぞれ百分の三十二に相当する金額の合算額十兆七千七百七十一億二千九百九十九円と昭和六十三年度特例措置に係る額二千二百七十五億円を加算した額から、昭和六十三年度分の地方交付

税の総額の特例等に関する法律附則第二項の規定による減額二百三十億円を控除した額を交付税及び譲与税交付金特別会計へ繰り入れるためのものであります。

次に、国有提供施設等所在市町村助成交付金に必要な経費であります。百九十九億九千九百九十九円を計上いたしております。

これは、いわゆる基地交付金でありまして、米軍及び自衛隊が使用する国有提供施設等の所在する都及び市町村に対し、助成交付金を交付するためのものであります。

次に、施設等所在市町村調整交付金に必要な経費であります。五十二億九千九百九十九円を計上いたしております。

これは、特定の防衛施設が所在することに伴い、財政上特別の影響を受ける施設等所在市町村に対し、調整交付金を交付するためのものであります。

次に、新産業都市等建設事業費調整分の利子補給に必要な経費として、七十六億六千六百六十六円を計上いたしております。

これは、新産業都市、工業整備特別地域等の建設、整備の促進を図るため、建設事業債の特別調整分について利子補給金を交付するためのものであります。

次に、公営地下高速鉄道事業助成に必要な経費であります。三十八億二千九百九十九円を計上いたしております。

これは、昭和四十七年度から昭和五十一年度までの間に発行された公営地下高速鉄道事業債の支払い利子に相当するものとして発行を認め

た特例債の利子の一部について、地方公共団体に助成金を交付するためのものであります。

次に、公営企業金融公庫の補給金に必要な経費であります。百三十六億四千九百九十九円を計上いたしております。

これは、公営企業金融公庫の上水道事業、下水道事業、工業用水道事業、交通事業、市場事業、電気事業及びガス事業に係る貸付利率の引き下げ

のための補給金を同公庫に交付するためのものであります。

なお、このほか、同公庫につきましては、出資金を増額するための経費十億円が大蔵省所管産業投資特別会計に計上されております。

次に、広域市町村圏等の整備の推進に必要な経費であります。六億六千九百九十九円を計上いたしております。

これは、広域市町村圏等において田園都市構想の推進を図るための地方公共団体に対する田園都市構想推進事業助成交付金の交付に必要な経費であります。

次に、明るい選挙の推進に必要な経費であります。七億九千九百九十九円を計上いたしております。

これは、選挙人の政治常識の向上を図り明るい選挙を推進するために要する経費について、都道府県に対し補助する等のために必要な経費であります。

以上が自治省本省についてであります。

次に、消防庁について御説明申し上げます。まず、大震災対策施設等整備に必要な経費として、三十億五千九百九十九円を計上いたしております。

これは、震災等大規模災害に備えるため、消防防災無線通信施設の整備及び耐震性貯水槽など震災対策のための諸施設の充実を図るために必要な経費であります。

次に、消防施設等整備費補助に必要な経費として、百三億九千九百九十九円を計上いたしております。

これは、市町村の消防力の充実強化を図るため、消防車、防火水槽などの消防施設を地域の実情に応じて重点的に整備するとともに、林野火災等に対する防災対策の推進を図るために必要な経費であります。

第二に、特別会計予算につきまして御説明を申し上げます。自治省関係の特別会計といたしましては、交付

号)(第三七号)(第三八号)(第三九号)
(第二四〇号)(第二四一号)(第二四二号)

第三二七号 昭和六十三年二月十七日受理
暮らしと福祉を守る地方自治に関する請願
請願者 兵庫県宝塚市中野町一九ノ四五
阪本真利子外九千九百九十九名

紹介議員 諫山 博君
この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第三二八号 昭和六十三年二月十七日受理
暮らしと福祉を守る地方自治に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市杭瀬北新町一ノ五ノ
一五 辻重治外九千九百九十九名

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第三二九号 昭和六十三年二月十七日受理
暮らしと福祉を守る地方自治に関する請願
請願者 兵庫県豊岡市畑上八九一 小川義
数外九千九百九十九名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第三三〇号 昭和六十三年二月十七日受理
暮らしと福祉を守る地方自治に関する請願
請願者 兵庫県西宮市花園町四ノ八旭マン
ション 川内一男外九千九百九十九名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第三三一号 昭和六十三年二月十七日受理
暮らしと福祉を守る地方自治に関する請願
請願者 兵庫県西宮市上鳴尾町三ノ二七
網本寿博外九千九百九十九名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第三三二号 昭和六十三年二月十七日受理
暮らしと福祉を守る地方自治に関する請願
請願者 兵庫県西宮市門戸東町一ノ二六
磯井哲三外九千九百九十九名

紹介議員 斎藤タケ子君
この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第三三三号 昭和六十三年二月十七日受理
暮らしと福祉を守る地方自治に関する請願
請願者 兵庫県三田市高次二ノ一四ノ一〇
ノ二〇一 川戸義弘外九千九百九十九名

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第三三四号 昭和六十三年二月十七日受理
暮らしと福祉を守る地方自治に関する請願
請願者 兵庫県西宮市林田町七ノ一四
崎美智子外九千九百九十九名

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第三三五号 昭和六十三年二月十七日受理
暮らしと福祉を守る地方自治に関する請願
請願者 兵庫県西宮市上田西町二ノ五一
竹林光代外九千九百九十九名

紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第三三六号 昭和六十三年二月十七日受理
暮らしと福祉を守る地方自治に関する請願
請願者 兵庫県西宮市老松町一ノ三〇
谷豊一外九千九百九十九名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第三三七号 昭和六十三年二月十七日受理
暮らしと福祉を守る地方自治に関する請願
請願者 兵庫県西宮市上ヶ原六ノ五ノ一八

紹介議員 田中のり子外九千九百九十九名
この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第三三八号 昭和六十三年二月十七日受理
暮らしと福祉を守る地方自治に関する請願
請願者 兵庫県西宮市上田市一ノ一〇ノ八
村井美代子外九千九百九十九名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第三三九号 昭和六十三年二月十七日受理
暮らしと福祉を守る地方自治に関する請願
請願者 兵庫県西宮市平木町一ノ八 大塚
武範外九千九百九十九名

紹介議員 宮本 顕治君
この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第三四〇号 昭和六十三年二月十七日受理
暮らしと福祉を守る地方自治に関する請願
請願者 兵庫県宝塚市鹿塩二ノ一二ノ二九
阿久根政子外九千九百九十九名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第三四一号 昭和六十三年二月十七日受理
暮らしと福祉を守る地方自治に関する請願
請願者 大阪府茨木市松ヶ本町六ノ三三ノ
三〇五 中村吟子外九千九百九十九名

紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第三四二号 昭和六十三年二月十七日受理
暮らしと福祉を守る地方自治に関する請願
請願者 兵庫県洲本市栄町三ノ二ノ二平
岩富造外三千九百九十九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

三月四日本委員会に左の案件が付託された。

一、交差点等の交通事故防止対策に関する請願
(第三四八号)(第三四九号)(第三五〇号)(第三五一号)(第三五二号)(第三五三号)(第三五四号)(第三五五号)(第三五六号)(第三五七号)(第三五八号)(第三五九号)(第三六〇号)(第三六一号)(第三六二号)(第三六三号)

第三四八号 昭和六十三年二月二十三日受理
交差点等の交通事故防止対策に関する請願
請願者 兵庫県姫路市岡田一九〇ノ三
水和子外九百九十九名

紹介議員 諫山 博君
一時減つていた交通事故が再び増加している。なかでも死亡事故の四割が、交差点とその付近に集中し、歩行者の事故が諸外国と比べても目立つて多い。これは、歩行者対策の遅れを示すものである。青信号で渡つていった人が右・左折車にはねられる事故が相次いでいる事態を放っておくわけにいかない。ついては、次の事項について実現を図りたい。

一、子ども、老人、障害者など、青信号なら安全に安心して渡れるよう対策をとること。
二、交差点における事故をなくするための必要な対策をとること。
三、子どもたちの通学、通園路の安全対策をとること。

第三四九号 昭和六十三年二月二十三日受理
交差点等の交通事故防止対策に関する請願
請願者 札幌市中央区宮ヶ丘四三四 近藤
武夫外九百九十九名

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第三四八号と同じである。

第三五〇号 昭和六十三年二月二十三日受理

交差点等の交通事故防止対策に関する請願

請願者 福島県白河市旭町二ノ一五六 高

野マツ外九百九十九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第三四八号と同じである。

第三五一号 昭和六十三年二月二十三日受理

交差点等の交通事故防止対策に関する請願

請願者 札幌市中央区北二条西三丁目

外山春美外二千四百六十三名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第三四八号と同じである。

第三五二号 昭和六十三年二月二十三日受理

交差点等の交通事故防止対策に関する請願

請願者 札幌市中央区北六条西二ノ一六

岸田勝美外九百九十九名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第三四八号と同じである。

第三五三号 昭和六十三年二月二十三日受理

交差点等の交通事故防止対策に関する請願

請願者 奈良市三条町六〇六ノ七六奈良ハ

イタウン一ノ一、〇〇五 西詰充

吉外九百九十九名

紹介議員 查脱タケ子君

この請願の趣旨は、第三四八号と同じである。

第三五四号 昭和六十三年二月二十三日受理

交差点等の交通事故防止対策に関する請願

請願者 札幌市中央区北四条西一九丁目

高橋誠之助外九百九十九名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第三四八号と同じである。

第三五五号 昭和六十三年二月二十三日受理

交差点等の交通事故防止対策に関する請願

請願者 札幌市豊平区月寒東三条一九丁目

大坪晴男外九百九十九名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第三四八号と同じである。

第三五六号 昭和六十三年二月二十三日受理

交差点等の交通事故防止対策に関する請願

請願者 福島県西白河郡東村大字板本字下

本郷一〇〇 水野谷茂章外九百九十九名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第三四八号と同じである。

第三五七号 昭和六十三年二月二十三日受理

交差点等の交通事故防止対策に関する請願

請願者 和歌山県海南市日方一、二七四ノ

二七 砂山幸夫外九百九十九名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第三四八号と同じである。

第三五八号 昭和六十三年二月二十三日受理

交差点等の交通事故防止対策に関する請願

請願者 奈良市大宮町二ノ三六ノ八〇八

岡本富子外九百九十九名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第三四八号と同じである。

第三五九号 昭和六十三年二月二十三日受理

交差点等の交通事故防止対策に関する請願

請願者 和歌山県内原九三〇ノ二一 砂山

可朗外九百九十九名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第三四八号と同じである。

第三六〇号 昭和六十三年二月二十三日受理

交差点等の交通事故防止対策に関する請願

請願者 神戸市北区泉台七ノ二一ノ四ノ

二〇七 辻本政延外九百九十九名

紹介議員 宮本 順治君

この請願の趣旨は、第三四八号と同じである。

第三六一号 昭和六十三年二月二十三日受理

交差点等の交通事故防止対策に関する請願

請願者 青森市八重田矢作二ノ八、和田幸

子外九百九十九名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第三四八号と同じである。

第三六二号 昭和六十三年二月二十三日受理

交差点等の交通事故防止対策に関する請願

請願者 神戸市東灘区深江南町四ノ二一ノ

六 野津辰男外九百九十九名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第三四八号と同じである。

第三六三号 昭和六十三年二月二十三日受理

交差点等の交通事故防止対策に関する請願

請願者 兵庫県姫路市五軒邸四ノ二〇 岡

村裕策外九百九十九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第三四八号と同じである。

三月八日本委員会に左の案件が付託された。

一、消防法の一部を改正する法律案

消防法の一部を改正する法律案

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）の一

部を次のように改正する。

第二条第七項を次のように改める。

危険物とは、別表の品名欄に掲げる物品で、

同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる

性状を有するものをいう。

第九条の三中「別表の品名欄に掲げる危険物の

区分に応じ同表の数量欄に定める数量」を「危険

物についてその危険性を勘案して政令で定める数

量」に、「油かすその他政令で定める危険物に準

ずる可燃性の物品（以下「準危険物」という。）又

は」を「及び」に、「その他これらに類する物品」

を「その他の物品」に、「若しくは」を「又は」に

改め、「困難となるもの」の下に「として政令で定

めるもの（以下「指定可燃物」という。）その他指

定可燃物に類する物品」を加え、「貯蔵又は」を

「貯蔵及び」に改める。

第十条第二項中「別表に掲げる品名の下に（第

十一条の四第一項において単に「品名」という。）

又は指定数量を加え、「危険物の品名」の数量をそれぞれを「それぞれの危険物の数量を当該危険物」に改める。

第十一条の四第一項中「種類又は数量」を「品名、数量又は指定数量の倍数（当該製造所、貯蔵所又は取扱所において貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量を当該危険物の指定数量で除して得た値（品名又は指定数量を異にする）以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合には、当該貯蔵又は取扱に係るそれぞれの危険物の数量を当該危険物の指定数量で除して得た値の和）をいう。」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の場合において、別表の品名欄に掲げる物品のうち同表第一類の項第十二号、第二類の項第八号、第三類の項第十二号、第五類の項第九号又は第六類の項第五号の危険物は、当該物品に含有されている当該品名欄の物品が異なるときは、それぞれ異なる品名の危険物とみなす。

第十二条の二中「取扱所について、」の下に「第十一条第一項の許可を取り消し、又は」を加え、同条第一号中「第十一条第一項」を「第十一条第一項後段」に改め、同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第四号の二及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、同条に次の二項を加える。

市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が次の各号の一に該当するときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所について、期間を定めてその使用の停止を命ずることができる。

一 第十一条の五第一項又は第二項の規定による命令に違反したとき。

二 第十二条の七第一項の規定に違反したとき。

三 第十三条第一項の規定に違反したとき。

四 第十三条の二十四の規定による命令に違反したとき。

市町村長等は、第一項の規定により許可を取り消そうとするときは、あらかじめ、その製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

第十二条の七第一項中「当該事業所における危険物の保安に関する業務を統括管理する者を定め、当該事業所における危険物の保安に関する業務を統括管理せなければならない」に改め、同条第二項中「危険物の保安に関する業務を統括管理する者」を「危険物保安統括管理者」に改める。

第十三条第一項中「のうちから危険物の保安の監督をする者」を「で、六月以上危険物取扱の実務経験を有するものの中から危険物保安監督者」に改め、同条第二項中「危険物の保安の監督をする者」を「危険物保安監督者」に改める。

第十三条の三第四項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「で、六月以上危険物取扱の実務経験を有するもの」を削り、同条第五項を削る。

第十三条の二十三の次に次の一条を加える。

第十三条の二十四 市町村長等は、危険物保安統括管理者若しくは危険物保安監督者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反したとき、又はこれらの者にその業務を行わせることが公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、第十二条の七第一項又は第十三条第一項に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者の解任を命ずることが

第十四条の二に次の一項を加える。

第一項に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者及びその従業者は、予防規程を守らなければならない。

第十六条の十中「準危険物」を「指定可燃物」に改める。

第四十二条第一項第三号中「第十二条の二」を「第十二条の二第一項又は第二項」に、同項第四号中「危険物の保安の監督をする者」を「危険物保安監督者」に改める。

第四十四条第六号中「第八条第二項」の下に「第九条の二第二項（同条第二項において準用する場合を含む）、第十一条第六項」を「第十一条の四第一項」の下に「第十二条の六」を加える。

別表（第二条、第十条、第十一条の四関係）

類別	性質	品名
第一類	酸化性固体	一 塩素酸塩類 二 過塩素酸塩類 三 無機過酸化物 四 亜塩素酸塩類 五 臭素酸塩類 六 硝酸塩類 七 硫酸塩類 八 過マンガン酸塩類 九 重クロム酸塩類 十 その他のもので政令で定めるもの 十一 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第二類	可燃性固体	一 硫化りん 二 赤りん 三 硫黄 四 鉄粉 五 金属粉 六 マグネシウム

第三類	第四類
自然発火性物質及び禁水性物質	引火性液体
一 カリウム 二 ナトリウム 三 アルキルアルミニウム 四 アルキルリチウム 五 黄りん 六 アルカリ金属（カリウム及びナトリウムを除く）及びアルカリ土類金属 七 有機金属化合物（アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く） 八 金属の水素化物 九 金属のりん化合物 十 カルシウム又はアルミニウムの炭化物 十一 その他のもので政令で定めるもの 十二 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの	一 特殊引火物 二 第一石油類 三 アルコール類 四 第二石油類 五 第三石油類 六 第四石油類 七 動植物油類
一 有機過酸化物 二 硝酸エステル類 三 ニトロ化合物	

備考

一 酸化性固体とは、固体（液体（一気圧において、温度二〇度で液状であるもの又は温度二〇度を超え四〇度以下の間において液状となるものをいう。以下同じ。）又は気体（一気圧において、温度二〇度で気体状であるものをいう。）以外のものをいう。以下同じ。）であつて、酸化力の潜在的な危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は衝撃に対する感受性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。

二 可燃性固体とは、固体であつて、火災による着火の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は引火の危険性を判断するための政令で定める試験において引火性を示すものであることをいう。

三 鉄粉とは、鉄の粉をいい、粒度等を勘案して自治省令で定めるものを除く。

四 硫化りん、赤りん、硫黄及び鉄粉は、備考第二号に規定する性状を示すものとみなす。

第五類	第六類
自己反応性物質	酸化性液体
一 ニトロソ化合物 二 アゾ化合物 三 ジアゾ化合物 四 ヒドラジンの誘導体 五 その他のもので政令で定めるもの 六 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの	一 過塩素酸 二 過酸化水素 三 硝酸 四 その他のもので政令で定めるもの 五 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの

す。

五 金属粉とは、アルカリ金属、アルカリ土類金属、鉄及びマグネシウム以外の金属の粉をいい、粒度等を勘案して自治省令で定めるものを除く。

六 マグネシウム及び第二類の項第八号の物品のうちマグネシウムを含有するものにあつては、形状等を勘案して自治省令で定めるものを除く。

七 引火性固体とは、固形アルコールその他一気圧において引火点が四〇度未満のもの

八 自然発火性物質及び禁水性物質とは、固体又は液体であつて、空气中での発火の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は水と接触して発火し、若しくは可燃性ガスを発生する危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。

九 カリウム、ナトリウム、アルギルアルミニウム、アルギルリチウム及び黄りんは、前号に規定する性状を示すものとみなす。

十 引火性液体とは、液体（第三石油類、第四石油類及び動植物油類にあつては、一気圧において、温度二〇度で液状であるものに限る。）であつて、引火の危険性を判断するための政令で定める試験において引火性を示すものであることをいう。

十一 特殊引火物とは、ジエチルエーテル、二硫化炭素その他一気圧において、発火点が一〇〇度以下のもの又は引火点が零下二〇度以下の沸点が四〇度以下のものをいう。

十二 第一石油類とは、アセトン、ガソリンその他一気圧において引火点が二二度未満のものをいう。

十三 アルコール類とは、一分子を構成する炭素の原子の数が一個から三個までの飽和一価アルコール（変性アルコールを含む。）をいい、組成等を勘案して自治省令で定め

るものを除く。

十四 第三石油類とは、灯油、軽油その他一気圧において引火点が二二度以上七〇度未満のものをいい、塗料類その他の物品であつて、組成等を勘案して自治省令で定めるものを除く。

十五 第三石油類とは、重油、クレオソート油その他一気圧において引火点が七〇度以上二二〇度未満のものをいい、塗料類その他の物品であつて、組成等を勘案して自治省令で定めるものを除く。

十六 第四石油類とは、ギヤード、シリンダー油その他一気圧において引火点が二〇〇度以上のものをいい、塗料類その他の物品であつて、組成等を勘案して自治省令で定めるものを除く。

十七 動植物油類とは、動物の脂肉等又は植物の種子若しくは果肉から抽出したものをいい、自治省令で定めるところにより貯蔵保管されているものを除く。

十八 自己反応性物質とは、固体又は液体であつて、爆発の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は加熱分解の激しさを判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。

十九 第五類の項第九号の物品にあつては、有機過酸化物を含有するものうち不活性の固体を含有するもので、自治省令で定めるものを除く。

二十 酸化性液体とは、液体であつて、酸化力の潜在的な危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。

二十一 この表の性質欄に掲げる性状の二以上を有する物品の属する品名は、自治省令で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十三条の三の改正規定は昭和六十四年四月一日から、第二条第七項、第九条の三、第十條第二項、第十一条の四、第十六条の十及び別表の改正規定並びに附則第三条から第七条までの規定は公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

（経過措置）
第二条 この法律の施行の日（第十三条の三の改正規定にあつては昭和六十四年四月一日、第二条第七項、第十條第二項、第十一条の四及び別表の改正規定にあつては一部施行日）前に改正前の消防法（以下「旧法」という。）の規定に基づいて行つた申請、届出その他の手続又は旧法の規定に基づいて行つた許可その他の処分は、別段の定めがあるものを除き、改正後の消防法（以下「新法」という。）の相当規定に基づいて行つた手続又は処分とみなす。

第三条 一部施行日において現に設置されている製造所、貯蔵所若しくは取扱所又は現に旧法第十一條第一項の規定により許可を受けて設置されている製造所、貯蔵所若しくは取扱所で、新たに新法第十一條第一項の規定による許可を受けなければならぬこととなるものについては、一部施行日から起算して一年間は、同項の規定により許可を受けることを要しない。

第四条 一部施行日において現に旧法第十一條第一項の規定により許可を受けて設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所で、その位置、構造及び設備が新法第十條第四項の技術上の基準に適合しないものに係る同項の技術上の基準については、同項の規定にかかわらず、一部施行日から起算して一年以内において新たに新法第十一條第一項の規定による許可を受けるまでの間、なお従前の例による。

第五条 一部施行日の前日において現に旧法第十一條第一項の規定により許可を受けて設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所で、新法第十

一条第一項の規定による許可を受けることを要しないこととなるものの所有者、管理者又は占有者は、一部施行日から起算して三月以内にその旨を新法第十一條第二項に規定する市町村長等（以下「市町村長等」という。）に届け出なければならない。ただし、次項に規定する届出をする場合は、この限りでない。

2 前項の所有者、管理者又は占有者で、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しないで、引き続き新法第九條の三に規定する指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱おうとするものは、一部施行日から起算して三月以内にその旨を市町村長等に届け出なければならない。

3 前項の場合において、旧法第十一條第一項の規定による許可は、新法第十一條第一項の規定による許可とみなす。

第六条 一部施行日において現に旧法第十一條第一項の規定により許可を受けて設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所で、新法第十一條第一項に規定する指定数量の倍数が旧法第十一條第一項の規定による届出に係る指定数量の倍（当該製造所、貯蔵所又は取扱所において貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量を当該危険物の指定数量で除して得た値（旧法別表に掲げる品名を異にする二以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合には、当該貯蔵又は取扱に係るそれぞれの危険物の数量を当該危険物の指定数量で除して得た値の和）をいう。）を超えることとなるものの所有者、管理者又は占有者は、一部施行日から起算して三月以内にその旨を市町村長等に届け出なければならない。

第七条 一部施行日において現に旧法第十三條の二第三項の規定により乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者で、新法第十三條の二第二項の規定によりその者が取り扱うことができる危険物以外の危険物（以下この項において「対象外危険物」という。）を一部施行日の前日にお

けるものがある場合は、新法第十三條の二第二項の規定によりその者が取り扱うことができる危険物以外の危険物（以下この項において「対象外危険物」という。）を一部施行日の前日にお

いて当該乙種危険物取扱者免状に基づき取り扱
い、又は当該危険物の取扱作業に關して立ち会
い、若しくは保安の監督をしているものは、一
部施行日から起算して二年を経過する日までの
間に限り、新法第十三条第一項及び第三項、第
十三条の二第二項並びに第十六条の二第二項の
規定にかかわらず、当該対象外危険物（次項に
おいて「取扱危険物」という。）を取り扱い、又
は当該危険物の取扱作業に關して立ち会い、若
しくは保安の監督をすることが出来る。

2 前項の危険物取扱者が、一部施行日から起算
して二年を経過する日までの間において都道府
県知事（当該都道府県知事が旧法第十三条の五
第一項の規定により危険物取扱者試験事務を旧
法第十三条の七第二項に規定する指定試験機関
（以下この条において「指定試験機関」という。）
に行わせている場合にあつては、当該指定試験
機関（以下同じ。）の指定する講習（以下この条
において「指定講習」という。）を修了したとき
は、その者は、新法第十三条の三第三項に規定
する試験に合格した者とみなされ、取扱危険物
を取り扱うことのできる乙種危険物取扱者免状
の交付を受けることができる。

3 新法第十三条の二第一項、第十三条の十五
から第十三条の十七まで、第十三条の十八第二
項第四号、同条第三項及び第四項、第十三条の
二十から第十三条の二十二まで並びに第十六条
の四の規定は、指定試験機関の指定講習の実施
に關する事務について準用する。

4 都道府県知事は、指定講習を、一部施行日か
ら起算して二年を経過する日までの間におい
て、少なくとも二回以上（指定試験機関にあつ
ては、都道府県の区域ごとに少なくとも二回以
上）行うように努めなければならない。

第八条 附則第二条から前条までに定めるもの
のほか、この法律の施行に關し必要な経過措
置は、政令で定める。

（罰則に關する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為及びこの法

律の附則においてなお従前の例によることとさ
れる場合におけるこの法律の施行後にした行為
に対する罰則の適用については、なお従前の例
による。

（消防組織法の一部改正）

第十条 消防組織法（昭和二十二年法律第二百
十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第十一号の次に次の一号を加える。
十一の二 消防法（昭和二十三年法律第八
十六号）第二条第七項に規定する危険物の
判定に係る試験の方法の研究及び立案に關
する事項

第四条第十八号中「昭和二十三年法律第八
十六号」を削る。

三月八日予備審査のため、本委員会に左の案件が
付託された。
一、公有地の拡大の推進に關する法律の一部を
改正する法律案

公有地の拡大の推進に關する法律の一部を
改正する法律案

公有地の拡大の推進に關する法律の一部を
改正する法律案

公有地の拡大の推進に關する法律（昭和四十七
年法律第六十六号）の一部を次のように改正す
る。

第四条第一項第五号中「第八条第一項第十三号」
を「第八条第一項第十四号」に改める。

第九条第一項第一号中「第四条第四項」を「第
四條第五項」に改める。

第十条第一項中「土地の」を「土地等の」に、
「行なわせる」を「行わせる」に改める。

第十七条第一項中「行なう」を「行う」に改め、
同項第一号ニ中「ハ」を「ニ」に改め、同号中ニをホ
とし、ハの次に次のように加える。

ニ 都市計画法第四条第七項に規定する市街
地開発事業その他政令で定める事業の用に

供する土地

第十七条に次の三項を加える。

3 土地開発公社は、第一項第一号ニに掲げる土
地の取得については、地方公共団体の要請をま
つて行うものとする。

4 土地開発公社は、その所有する土地を第一項
第一号ニに掲げる土地として処分しようとする
ときは、関係地方公共団体に協議しなければな
らない。ただし、前項の要請に従つて処分する
場合は、この限りでない。

5 第三項の要請及び前項の協議に關し必要な事
項は、政令で定める。

第十八条第六項第一号中「又は地方債」を
「地方債その他主務大臣の指定する有価証券」に
改める。

第十九条第五項中「運営が法令の規定又は定款
に違反している」を「健全な運営を確保するため
必要がある」に改める。

附則第四条を次のように改める。

（第十七条第一項第一号ニに掲げる土地の取得
を行う土地開発公社）

第四条 第十七条第一項第一号ニに掲げる土地の
取得は、当分の間、都道府県が設立する土地開発
公社及び主務大臣が指定する地方公共団体が設
立する土地開発公社に限り行うことができる。

附則第五条から第十三条までを削る。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和六十三年九月一日から
施行する。

（罰則に關する経過措置）
第一条 この法律の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部改正）
第三条 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二
十六号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の四第四項第二号中「限る」を「限
るものとし、土地開発公社に対する土地等の譲
渡である場合には、政令で定める土地等の譲渡

を除く」に改める。

第三十一条の二第二項第二号中「認められる
もの」の下に「土地開発公社に対する土地等の
譲渡である場合には、政令で定める土地等の譲
渡を除く」を加える。

第三十四条の二第二項第一号中「事業」の下
に「（政令で定める事業を除く）」を加える。

第六十三條第三項第二号中「限る」を「限る
ものとし、土地開発公社に対する土地等の譲渡
である場合には、政令で定める土地等の譲渡を
除く」に改める。

第六十五条の四第一項第一号中「事業」の下
に「（政令で定める事業を除く）」を加える。

昭和六十三年三月十一日印刷

昭和六十三年三月十四日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局